

平成 26 年度における環境物品等の調達実績の概要

国立大学法人東京農工大学

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号。以下「法律」という。)第 8 条の規定に基づき、平成 26 年度における環境物品等の調達実績の概要を取りまとめたので公表する。

(1) 特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等については、以下のとおりである。

① 目標達成状況等

- 今回調査した範囲では、下記②に該当する場合を除き、目標を達成していた。

② 調達目標を達成できなかった理由等

- 調達内容の環境基準を満たしている物品とそうではない物品において価格差が認められる場合においては、経費の効率的な執行という観点から環境基準を満たす物品の調達を断念した。

③ 判断の基準より高い基準を満足する物品等の調達状況

- グリーン購入法適合物品であることに加え、複合機の契約のように調達の相手方が ISO14001 など環境系の資格を取得している場合はより高い基準を満たしていると判断した。

(2) 特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

調達に当り、省資源対応のステープラー針を調達するなど、エコマークの認定を受けている物品や省エネ大賞を受賞しているなどの物品をなるべく調達するよう努めている。

(3) その他の物品、役務の調達にあたっての環境配慮の実績

入札案件については、排気ガス対策や工事に当り、環境へ配慮した材料の使用状況を評価するなどの総合評価を導入する検討を始めている。

(4) 平成 26 年度調達実績に関する評価

平成 26 年度においては、おおむね達成していると認められる。平成 27 年度以降の調達においては、引き続き環境物品等の調達の推進を図り、可能な限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

以上